

萩原久美子 桃山学院大学社会学部教授

## 批准から40周年

国連女性差別撤廃条約の正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。この条約の締約国であるとは、男女平等の理念の上に、女性が政治的、経済的、社会的、その他分野において、その国における「あらゆる形態の差別」を撤廃するための適切な措置、政策の実施を行う旨、合意していることを意味する。

同条約は1979年12月18日、第34回国連総会で採択された。日本もその採択に賛成した。その時の日本の国連代表本部公使は、のちに労働省婦人局長として男女雇用機会均等法の成立にまい進する赤松良子氏である。しかし、この条約を批准し、その国で効力を発するためには、この条約への署名が必要となる。参議院議員の市川房枝氏らを中心に市民団体「国際婦人年連絡会」が結成されるとともに、国会では条約批准に向けての超党派での女性議員が組織された。この勢力を背景に1980年7月17日、日本初の女性大使となった高橋展子氏（駐デンマーク大使）がコペンハーゲンでの第2回世界女性会議で条約に署名をした。

こうして、均等法をはじめ、条約批准に必要な国内法の整備を終え、1985年6月25日、日本は72番目の締約国として同条約を批准した。今年、批准から40周年を迎える。

## 第9回日本報告をめぐる建設的対話

締約国には「あらゆる形態の差別」の撤廃に向けた実施状況を報告書にまとめ、定期的に国連に提出することが求められている。担当する女性差別撤廃委員会（以下、CEDAW）は23人の専門家で構成されている<sup>1</sup>。報告書を含め、政府やNGOからの追加的情報や意見を得た上で、国連本部での審議—CEDAWと

### はぎわらくみこ

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専門分野は労働社会学、人事労務管理論、社会政策のジェンダー分析。生活経済政策研究所主任研究員、東京大学社会科学研究所特任助教、下関市立大学経済学部教授などを経て、現職。

著書に『復興を取り戻す—発信する東北の女性たち』（2013年、岩波書店、共編）、『「育児休職」協約の成立—高度成長期と家族的責任』（2008年、勁草書房）、『迷走する両立支援—いまこどもをもって働くということ』（2006年、太郎次郎社エディタス）など。

表1 日本審査実施状況

■第1回報告書審査 1988年2月18、19日 国連女子差別撤廃委員会第7会期(ニューヨーク国連本部)	政府団首席代表 佐藤ギン子労働省婦人局長
■第2・3回報告書審査 1994年1月27、28日 国連女子差別撤廃委員会第13会期(ニューヨーク国連本部)	政府団首席代表 松原亘子労働省婦人局長
■第4・5回報告書審査 2003年7月8日 国連女子差別撤廃委員会第29会期(ニューヨーク国連本部)	政府団首席代表 坂東真理子男女共同参画局長
■第6回報告書審査 2009年7月23日 国連女子差別撤廃委員会第44会期(ニューヨーク国連本部)	政府団首席代表 南野知恵子参議院議員(法務大臣)
■第7・8回報告書審査 2016年2月16日 国連女子差別撤廃委員会第63会期(ジュネーブ国連欧州本部)	政府団首席代表 杉山晋輔外務審議官
■第9回報告書審査 2024年10月17日 国連女子差別撤廃委員会第89会期(ジュネーブ国連欧州本部)	政府団首席代表 岡田恵子男女共同参画局長

(出所) 筆者作成。

締約国との間での「建設的対話」に入る。審議の結果は「総括所見」として公開される。

日本についても計6回の審査が行われてきた(表1)。最新の審査は2024年10月17日、女性差別撤廃委員会(以下CEDAW)で行われた。実に8年ぶりである。

女性差別撤廃実現を求める市民社会はCEDAWとの「建設的対話」と「総括所見」に向けて準備を進めた。世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数で日本は2024年度、146か国中118位。この数字が象徴するのは、差別撤廃の議論、検討、実施の各レベルにおける国内の停滞ぶりだ。しかも、日本には国内人権機関がない。国内人権機関とは、裁判所とは別に、迅速に人権侵害からの救済と保障を推進するための国家機関で、政府から独立し独自の調査権限を有する機関を指す。さらに国内で受けた人権侵害が回復されない場合の国際人権保障となる選択議定書も批准していないため、国連に救済を申し立てることも権利侵害の調査制度も利用できない。

「先進国でありながら、CEDAWしか頼る場所がない。そんな状況でよいのでしょうか」<sup>2</sup>と秋月弘子CEDAW副委員長が指摘するように、CEDAWでの日本審査は市民社会にとって条約の実効性を高めるための限られた機会となる。たとえば、39の団体が参加する日本女性差別撤廃条約NGOネットワークは半年以上をかけてNGOレポートの作成や現地での

意見表明の準備を進め、84人の現地傍聴団が結成された。それ以外のNGOも含めると日本の傍聴者は約120人規模となった。

日本審査は午前と午後あわせて5時間にわたって行われた。冒頭、日本政府代表団長の岡田恵子男女共同参画局長が、婚姻最低年齢を男女とも18歳とした民法改正、旧優生保護法に基づく強制不妊手術に対する補償金支給、候補者男女均等法等の成果を報告する<sup>3</sup>。その後、日本審査を担当するCEDAW委員と日本政府代表団との対話が始まる。CEDAW委員が条文ごとに4分間の制限時間で日本政府の考えや実施状況に関する質問を行い、それに対して政府団の担当者が応答する形だ。

建設的対話とは、締約国が成果や国内の事情を説明するとともに、CEDAW委員からの意見や質問を通して、現時点での成果をさらに高度なジェンダー平等の観点から把握し、課題克服の方向性を探ることにある。だが、傍聴していた元CEDAW委員は「日本政府は建設的対話を理解していない」との印象を持ったという。審査や勧告を一方的な批判ととらえて、成果を強調するか、法律の解釈や検討継続で防戦に回るかで批判をかわそうとしているのではないか――。

毎回の審査で課題として挙げられる「国内法への包括的差別の禁止規定の明記」はすでに対応しているので「予定はない」。あるいは2003年以降、勧告が続け

られている「選択的夫婦別姓」は「世論が大きく分かれているので、議論の動向を見ていく」とし、「選択議定書の批准」は「タイムラインについては応えられないが真剣に検討する」。

日本政府代表団（34人）のち密な事前準備は相当なものだったろう。想定される質問の担当者の割り振りは事前にできており、過去の国会答弁や日本審査の記録をもとに整理された想定問答と関連統計のデータがファイルやPCに整理されており、委員の質問に時に担当者間でうなずきながら文章を読み上げていった。裁判所が男女の賃金格差を認めながら、男女差別ではないと判断した訴訟を挙げながら「どう考えるのか」とのCEDAW委員の質問に、想定問答になかったのか、回答はなかった。あるCEDAW委員は「日本の進捗状況は残念だ」ともらした。

この会期に同じく審査が行われていたカナダやチリの代表団は大臣クラスと直接の担当者を擁して臨んでいたが、日本の代表団には意思決定できる担当者はいなかった。そもそも、日本には、この建設的対話をジェンダー平等政策の前進の機会として尊重するという政権の意思は長きにわたって不在となっている。特に2016年の日本審査以降だろう<sup>4</sup>。ジェンダー政策とは無縁の男性が首席代表になった。杉田水脈氏が「新しい歴史教科書をつくる会」などのメンバーとともに活動していた。参加していたマイノリティの女性に対する差別投稿を行い、札幌法務局と大阪法務局から「人権侵犯」と認定されている。

## 総括所見への「異例の対応」

この日本審査から約2週間後の10月17日、総括所見が公表された。幅広い分野での改善勧告の冒頭にあげられたのは、選択議定書の批准であり、そのための障壁への速やかな対応である。新たに、沖縄での米軍による性暴力防止と加害者に対する適切な捜査・

訴追・処罰や戸籍上の性別を変更する際に生殖機能をなくす手術を要件とした「性同一性障害特例法」の改正が勧告された。マイノリティ女性たちの差別の交差性と人権課題に関しても勧告された。一方で、何度も繰り返して勧告を受けている雇用分野については、これまでで最多の11項目が挙げられた<sup>5</sup>。

特に次の4つの勧告は、2年以内にその取り組み状況を報告するフォローアップ項目に位置づけられた。①選択的夫婦別姓②女性が国会議員に立候補する際の供託金を一時的に300万円から引き下げること③人口妊娠中絶に際し配偶者の同意要件の撤廃をするための法改正④女性と少女が緊急避妊薬を含む近代的で手頃な避妊方法への適切なアクセスの保障と、少女が避妊薬にアクセスする際に親の同意要件を撤廃することである。

フォローアップ項目とは特に注目し優先的に実施することを求めるものであり、条約の履行にとって主要な障害であり、かつ2年以内に実行可能と判断されている課題である。

しかし、日本政府がすばやく対応したのはこれらフォローアップ項目ではなかった。皇位を男系男子に限る皇室典範について、「委員会の権限の範囲外である」との日本政府の立場に留意しつつ、他国の事例を参照しながら改正を求めた勧告に対してである。「皇位継承の在り方は国家の基本に関わる事項」として抗議し、外務省は日本が支払っている任意拠出金の使途から国連女性差別撤廃委員会を除外することを決定した。1月27日、予定されていた女性差別撤廃委員会委員の訪日プログラムの中止とあわせて、同委員会の事務を担当する国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)に伝え、1月29日の外務省者会見で明らかにした。

日本女性差別撤廃条約NGOネットワークは1月30日、外務省と面談し、撤回を申し入れた。さらに2月5日、女性差別撤廃条約実現アクションとの連名

で、外務大臣あてに、改めて撤回を求めるとともに、この抗議と対抗措置に関する意思決定過程の開示を要望し、今回の決定が女性差別撤廃条約の軽視につながった場合への対応についての回答をもとめた。赤松良子氏が会長を務めたこともある「国際女性の地位協会」も同日、「意に沿わない勧告への報復」ではなく、建設的対話の継続を訴え、撤回を求めた。SRHR 市民社会レポートチームも、2万5千を超える反対署名を提出した。CEDAWの委員として国際社会からの信頼を築き上げてきた日本人の努力が無に帰すだけでなく、国連外交での影響力の低下、女性の人権を重視しない国という認識が広がるリスクも懸念されている。

だが、3月20日時点で、政府からの見直しの動きは見えない。男女共同参画局を担う三原じゅん子内閣府特命担当大臣の姿も見えない。「女性差別撤廃条約は日本に必要な」との主張も聞こえる。「皇統を守る国民連合の会」をはじめ、その協力団体は、今回のCEDAWによる日本審査でもNGOとしてのプレゼンスを印象づけていた。全国紙も社説で「国連の一付属機関が、一方的に見直しを要求すること自体、筋違いも甚だしい。委員会が日本政府の抗議を受け付けない以上、対抗措置を取るのとは当然である」と主張する<sup>6</sup>。女性差別撤廃条約批准から40周年。これが日本の現在である。

本特集は、国際人権において日本が最大の課題とする選択議定書と国内人権機関、そしてフォローアップ項目に注目する。国連女性差別撤廃条約のスピリットとともに活動してきた弁護士でCEDAW委員長を務めた林陽子氏をはじめ、選択的夫婦別姓の運動を率いてきたmネット・民法改正情報報とワークの坂本洋子氏、人口妊娠中絶と避妊をはじめとする性と生殖に関する健康と権利についてはSOSHIRENの大橋由香子氏、女性の政治参加と供託金は地方議員としてこの問題に取り組んできた西宮市議の四津谷薫氏

が論考を寄せてくださった。自由も人権も民主主義も平和もいとも簡単に奪われる世界である。これら論考を寄せてくださったみなさまとともに、これまでの道のりを確認し、あらゆる形態の女性差別の撤廃を展望する。■

#### 《注》

- 1 女性差別撤廃条約締約国会合で、委員選挙が行われ、選出される。任期4年。日本からはこれまで赤松良子氏、佐藤ギン子氏、多谷千香子氏、齋賀富美子氏、林陽子氏が選出されており、2022年からは秋月弘子氏が委員を務めている。
- 2 『朝日新聞』「世界の目に映る日本の「不平等」」（2025年1月28日朝刊）。
- 3 民法改正による女性の再婚禁止期間の廃止（2024年）▽旧優生保護法によって不妊手術を強制された人への補償の支給を定めた法律の制定（2024年）▽レイプを合意のない性交渉と定義し、力の行使を要件から外し、性的同意年齢を13歳から16歳へ引き上げる新しい法律の制定（2023年）▽DV防止法が改正され、保護対象を精神的虐待のケースにも拡大（2023年）▽婚姻開始年齢を男女ともに18歳へ引き上げた民法改正（2022年）▽政治分野における男女共同参画推進法を改正し、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す規定▽セクハラおよび妊娠・出産に関するハラスメントに関する相談体制の整備について規定を設けたこと。
- 4 筆者は2009年の審査から傍聴に参加してきた。初回からの傍聴参加者も2016年における変化を指摘している。たとえば、浅倉むつ子（2016）「人権委員会との「建設的対話」」『生活経済政策』2016年4月号参照。
- 5 女性の少ない部門、医療、法曹専門職における女性を増やすための暫定的特別措置▽管理職に占める女性割合の目標を50%にすること▽同一価値労働同一賃金原則の効果的な実施と男女間賃金格差の解消④中小規模の職場を含めた雇用におけるジェンダー格差を特定する方法を講ずること⑤労働市場のモニター等を通じ、女性の正規雇用を増やす措置を講ずること⑥女性に対する男性の権力の示威に関する研修の実施や職場の取り組み⑦職場における差別やハラスメントにつながるジェンダー規範への対応⑧裁判官に対し、条約と委員会の活用について研修を行うこと⑨妊娠、育児、年齢など間接差別の禁止事由を広げること⑩大規模言語モデルや機械学習に関し、女性の技術者がその開発とデータ入力時に発生するバイアス緩和に関与すること⑪ILO家事労働者に関する189号条約の批准。
- 6 『読売新聞』「社説 皇統継承の議論 皇統の存続最優先に結論急げ」（2025年2月1日朝刊）